

健康福祉部

地域福祉課

1 地域福祉審議会の開催

市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議を行うもの。

令和7年度は審議会を2回開催し、第3次三田市地域福祉計画・三田市重層的支援体制整備事業実施計画の進行管理及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業の評価について審議を行った。

2 戦没者追悼式

日 時： 令和7年11月15日（土）

場 所： 三田市総合文化センター「郷の音ホール」小ホール

出席者： 89人

3 戦没者遺族の方への援護

傷病により死亡した軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料あるいは遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻及び子も孫もない父母等に対しても特別給付金が支給される。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族には特別弔慰金が支給される。

4 民生委員児童委員協議会

(1) 組織

三田市民生委員児童委員協議会は、三田地区、三輪地区、広野地区、小野・高平地区、藍・本庄地区、フラワー地区、すずかけ台・けやき台地区、あかしあ台・ゆりのき台・学園地区の8つの地区協議会で構成され、各地区協議会の代表者等による正副会長会、評議員会、研修部代表者会、広報部代表者会及び主任児童委員部会を組織している。

(2) 構成員（令和7年12月1日からの定数）

ア 民生委員・児童委員 218名

イ 主任児童委員 10名

ウ 民生・児童協力委員 436名

(3) 主な活動

ア 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズの日常的な把握

イ 地域住民が抱える課題に対する相談・支援

ウ 福祉制度やサービスに関する住民への情報提供

エ 福祉サービスの適切な利用に向けた関係機関等へのつなぎ

オ 協議会機能の充実・強化に向けた委員間交流や研修の実施

カ 児童の健全育成活動

キ 委員の役割及び活動内容に関する周知・啓発

5 民生委員推薦会

欠員補充及び一斉改選のための候補者の推薦決定や推薦に関する協議を行うため令和7年6月4日、令和7年8月21日、令和7年9月30日、令和8年2月3日の計4回、民生委員推薦会を開催し、県知事に推薦を行った。

6 ふれあい活動推進事業

(1) 目的

だれもが安心して豊かに暮らす地域づくりのために行っている住民の自主的な活動であり、市内8地区に「ふれあい活動推進協議会」を設立して事業を実施している。

(2) 事業

「各地区のふれあい活動推進協議会」では、地域社会において、ふれあいを基調とした次のような活動に取り組んでいる。

ア 小地域高齢者のつどい（概ね自治区単位）

イ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、外出困難な高齢者などを小地域で支えるネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者との交流のつどい

ウ 福祉や保健ニーズの発見、情報収集

エ 友愛訪問、声かけ活動

オ 住民座談会

カ 健康講座

キ 地域での世代間交流事業

ク 地域ボランティア講座など人材育成事業

7 日本赤十字活動事業

日本赤十字社兵庫県支部の三田市地区として、区・自治会等の協力により赤十字会員増強運動、災害援助活動等を行っている。集まった活動資金は当地区における赤十字社活動はもとより、医療事業、血液事業また救急法の普及活動にも役立てられている。自然災害時の義援金受付、復興支援活動にも積極的に取り組んでいる。

また、平成20年度から三田市地区独自の災害見舞金制度を運営している。

日本赤十字社三田市地区災害見舞金等の支給

被害程度	見舞金の額	R 7 実績
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 20,000円	—
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 10,000円	—
床上浸水	1世帯につき 5,000円	—
重 傷 者	1人につき 10,000円	—

8 災害救助

三田市災害見舞金等の支給

被害程度	見舞金等の額	R 7 実績
全 壊 全 焼 全流失	1 世帯につき 30,000 円	—
半 壊 半 焼 半流失	1 世帯につき 20,000 円	—
床上浸水	1 世帯につき 5,000 円	—
死 者	1 人につき 20,000 円	—
重 傷 者	1 人につき 10,000 円	—

9 福祉バス借上事業補助制度

福祉・保健団体がその活動の向上を目的に実施する研修等の事業や、日頃外出の機会が少ない障害者や高齢者の外出支援などで使用する借り上げバス費用の一部を補助。（事業主体の三田市社会福祉協議会への補助）

実施件数 69 件

【補助基準】

	使用の条件等	車イス 乗車	バス種類	助成率（ ）は限度額	
				1台目	2台目
(1)	29 名～	無	大型バス	1 / 2 (40,000円)	1 / 4 (20,000円)
(2)	10 名～28 名		マイクロバス等	1 / 2 (30,000円)	1 / 4 (15,000円)
(3)	29 名～(障害者団体及び小地域のつどい・サロン運営団体)	無	大型バス	3 / 4 (60,000円)	1 / 2 (40,000円)
(4)	10 名～28 名(障害者団体及び小地域のつどい・サロン運営団体)		マイクロバス等	3 / 4 (45,000円)	1 / 2 (30,000円)
(5)	リフト付き中型バス等の乗車定員数を超える場合	有	リフト付き大型バス	3 / 4 (70,000円)	
(6)	リフト付き中型バス等乗車定員数まで	有	リフト付き中型バス	3 / 4 (60,000円)	
(7)	(1) ～ (6) と福祉タクシーを併用	有	福祉タクシー	10 / 10 (30,000円)	
(8)	災害ボランティア支援	無	大型バス等	10 / 10 (200,000円)	

1 0 自殺対策推進事業

第2次三田市自殺対策計画に基づき、地域におけるSOSを受け止め支える人材の育成や、悩みを抱えた際に相談できる窓口の周知・啓発等を実施。

(1) 実施事業

①ゲートキーパー養成事業

②普及・啓発事業(相談窓口の周知・啓発等) 等

(2) 推進体制

三田市健康審議会：第2次三田市自殺対策計画の進捗状況及び自殺対策事業について審議を行った。

令和7年度は10月1日に開催。

自殺対策庁内連絡会議：自殺対策との関連性がある課の所属長を対象として、自殺対策に係る分野横断的な取り組みの推進に向けた意見交換や課題の整理等を実施。

令和7年度は令和7年11月21日と令和8年3月18日の計2回開催

1 1 孤独・孤立対策

すべての市民が、人と人とのつながりを実感でき、悩みがある時には支援を求める声があげやすい社会を目指して孤独・孤立対策を実施。

(1) 孤独・孤立対策ポータルサイト

市ホームページ内に、様々な悩みのある人への各種相談窓口の案内や、市の孤独・孤立対策の取り組みなどの情報を集約したポータルサイトを令和4年度から開設し、一元的に支援情報を発信。

(2) 福祉総合相談窓口

福祉に関する困りごと全般についてどこに相談したらよいかわからない場合の相談に対応する「福祉相談窓口」(市役所本庁舎1階)と、継続的な相談支援により生活課題全般に対応する「生活安心サポートセンター」(三田市社会福祉協議会)を設置し、この2つを福祉総合相談窓口と位置付けて運用。

1 2 権利擁護支援事業

三田市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、権利擁護支援を必要とする高齢者や障害者等への総合的な相談支援及び成年後見制度の利用に係る相談支援のほか、市民向け啓発研修会等を実施。(令和7年度：新規相談件数118件、実相談・支援件数198件)

1 3 生活困窮者自立支援事業

(1) 自立相談支援事業

三田市生活安心サポートセンターにおいて、生活困窮者等を対象に、就労その他の自立に関する相談支援、個々人の状態にあったプラン(自立支援計画)の作成等を実施。

(令和7年度：新規相談件数125件、実相談・支援件数503件)

(2) 住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれのある方で、就労能力及び就労意欲のある方を対象として、住居確保給付金(家賃補助)を支給するとともに就労機会の確

保に向けた支援を実施。また、収入が減少し、家賃等の支払いが困難になった方で、家計を改善するために低廉な物件等への転居が必要と認めた場合に住居確保給付金（転居費用補助）を支給。

① 家賃補助（令和7年度受給世帯数：1世帯）

【支給限度額（月額）】	単身世帯	32,300 円	2人世帯	39,000 円
	3人～5人世帯	42,000 円	6人世帯	45,000 円
	7人以上世帯	50,400 円		

② 転居費用補助（令和7年度受給世帯数：0世帯）

【支給限度額（月額）】	単身世帯	96,900 円	2人世帯	117,000 円
	3人～5人世帯	126,000 円	6人世帯	135,000 円
	7人以上世帯	151,200 円		

(3) シェルター事業（旧：一時生活支援事業）

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。（令和7年度対象者数：0人）

(4) 就労準備支援事業

社会との関わりや就労に不安を抱える生活困窮者及び生活保護受給者を対象に、居場所の提供やアウトリーチ等の伴走型支援を実施。（令和7年度参加者：4人）

(5) 子どもの学習・生活支援事業

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右される貧困の連鎖を防止し、自立を促進するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、指導員による学習支援や体験イベントを実施。（令和7年度参加者：12人）

1.4 福祉相談窓口

福祉に関する困りごとがあり、どこに相談したらよいかわからない方などを対象に、福祉コンシェルジュを配置した福祉相談窓口を市役所本庁舎1階に開設し、困りごとの解決に向けたサポートを実施。（令和7年度相談件数：124件）

1.5 不足額給付

令和6年度に実施した調整給付金（当初給付分）について、令和5年中の所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、実績額等が確定し、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するもの。

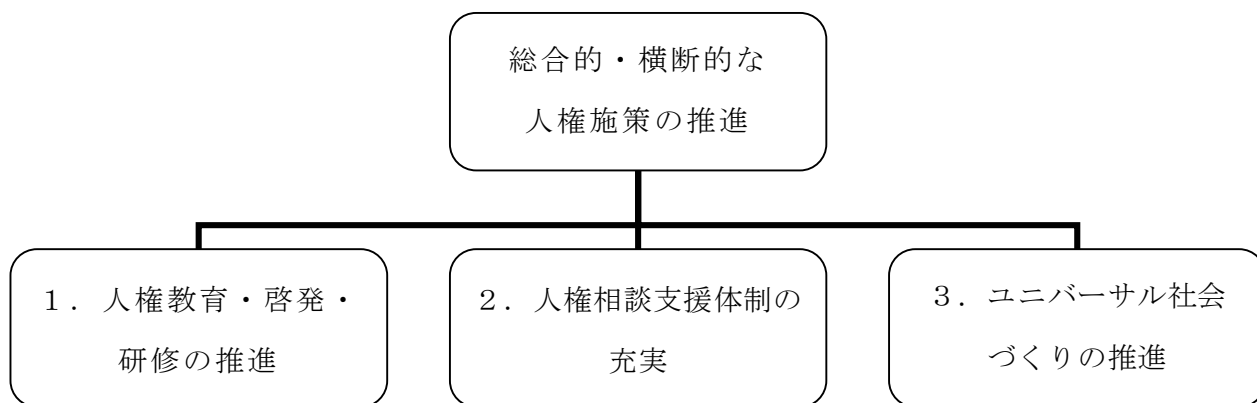
（令和7年度支給件数：10,346件、支給額：311,280,000円）

人権共生推進課

1 人権のまちづくり推進事業

令和4年4月に「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」（略称・人権共生条例）を施行し、互いの人権を尊重し、一人一人の多様性を認め合い、社会的な孤立や排除から守り、人と人々が支えあい共に生きていく、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現を目指す。

(1) 施策推進体系図



(2) 三田市人権のまちづくり推進本部

性的マイノリティ支援検討委員会 委員：16名（関係所管課長等）

三田市人権施策基本方針改定検討委員会 委員：19名（関係所管課長等）

2 人権教育・啓発事業

三田市人権施策基本方針（令和7年7月改定）の理念に基づき、部落差別を人権問題の重要な柱としてとらえ、今なお存在する差別の実態に学びながら、あらゆる機会に教育・啓発の推進に努める。

(1) 学習支援体制の充実

地域や各種組織、団体、事業所等における人権教育を推進するため主体的な学習活動を支援する。

ア 人権学習支援体制

(ア) 人権教育推進窓口体制

各組織・団体における主体的な人権学習の活性化を図るため、市の関係部署が担当業務と関連づけて人権学習の窓口となり、学習相談・連絡調整等を行う。

(イ) 人権研修学習協力体制

各組織・団体における主体的な人権学習の深化・充実を図るため、市管理職による学習協力及び支援活動を行う。

イ 学習相談、学習協力

人権教育推進員の配置

ウ 教材ライブラリ「学びの蔵」作成配布、視聴覚教材・書籍の貸出し（貸出数：延べ216本）

エ 各種啓発資料作成

(2) 学習機会の提供(人権啓発講座、行政職員・教職員研修)

すべての人が幸せを感じる人権のまちづくりを実現するため、多様な学習機会の一環として、「市民啓発講座」と「行政職員・教職員研修」を開催する。

・市民啓発講座 5講座 参加者延べ人数：181名

(3) 啓発・広報活動

啓発、広報活動の充実・人権教育に対する理解を広め、人権意識の普及、高揚を図るため、様々な機会と場を通した多様な啓発、広報活動を行う。

ア 人権啓発誌「人権さんだ」の市内全戸配布（毎月1日）

イ 人権啓発看板設置事業

市内公共施設等に設置（85ヶ所）

ウ 8月「人権のまちづくりをすすめる市民運動」啓発強調月間の推進

(ア) 人権ポスター・標語募集事業

a ポスター応募者数：19名

b 標語応募者数：166名

(イ) 市内啓発横断幕等設置

a 期間：7月28日（月）～9月1日（月）

b 設置数：市内3ヶ所

エ 10月「性的マイノリティ支援強調月間」の推進

(ア) のぼり設置

a 期間：10月1日（火）～10月31日（木）

b 設置：三田市役所

(イ) 性的マイノリティを学ぶブックフェアの開催

a 期間：10月7日（火）～10月19日（日）

b 設置：市立図書館本館1階ギャラリー

オ 12月「人権週間（4日～10日）」の推進

(ア) 人権と共生社会を考える市民のつどい

a 開催日時：12月6日（土）13時30分から16時00分

b 開催方法：対面開催

c 内容：人権標語・ポスター優秀賞表彰・4コマまんが特選表彰

小学校の児童及び中学、高等学校の生徒による人権作文発表、
講演「インターネット上の誹謗中傷と人権

～深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割～」

講師 メディア教育評論家 渡辺 真由子さん

- d 参加人数：289名
- (イ) 人権ポスター・標語展示
 - a 期 間：12月9日（火）～12月17日（水）
 - b 場 所：市役所本庁舎
- (ウ) 人権ブックフェアの開催
 - a 期 間：12月2日（火）～12月16日（火）
 - b 場 所：三田市立図書館本館ギャラリー
- (エ) 啓発懸垂幕設置
 - a 期 間：12月1日（月）～12月11日（木）
 - b 設 置：三田市役所

(4) 市民との協働の活性化

市民と行政が協働する三田市人権を^{さんだしじんけん}考える会^{かんがかい}の一層の活性化を図り、市民参画による推進を進める。

ア 役員研修会

- (ア)開催日時：1月14日（水）19時30分から20時55分
- (イ)場 所：三田市役所2号庁舎 2201会議室
- (ウ)内 容：講演会「夜間中学校の現状と取り組み」
講師 尼崎市立成良中学校 琴城分校 教頭 真殿 康正さん
- (ア)開催日時：3月6日（金）19時00分から21時00分
- (イ)場 所：三田市総合福祉保健センター 多目的ホール
- (ウ)内 容：講演会「インターネット上の部落差別への法的対応
～「部落探訪」裁判闘争を中心に～」
講師 弁護士 中井 雅人さん

イ 研究大会「三田幸せプロジェクト～明るい未来へ～」

- (ア)開催日時：8月23日（土）10時00分から15時30分
- (イ)開催方法：対面開催
- (ウ)内 容：全体テーマ「あなたに伝えたい私のこころ」
分科会1(高齢者の人権について考える)
講演会「認知症ケアで大切にしていること
～家族の変化に気付く思いを知る 寄りそう～」
講師 社会福祉法人きらくえん 岩城 信哉さん
三田きらくえん地域ケアセンター 小川 佐夕里さん
分科会2(子どもの人権について考える)
講演会「子どもの人権を守るために
～家族まるごと支援の現場から～」
講師 女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
茂木 美知子さん 園田 美恵子さん
分科会3(多文化共生について考える)
パネルディスカッション

「外国人も暮らしやすい三田をめざして
～身近な日常生活のさまざまな場面から考える～」
パネラー ベトナムから来られた人 その支援にかかわっている人

分科会4(部落差別について考える)

講演会「好感・共感・親近感が人権力を育む

～人権・同和教育のさらなる創造をめざして～」

講師 関西外国語大学子育て教育・人権研究所長

明石 一朗さん

(エ)参加者数：328名

ウ 部会活動

(ア)小学校区地域部会

地域住民と学校とが一体となり、19の地域部会がそれぞれの地域に根ざした人権教育の深化・充実へ向け取り組んでいる。

(イ)専門部会

各組織活動に応じて人権教育を深化・充実させるための研修及び研究活動を行うことを目的に、10の専門部会にわかれて活動している。

エ その他

(ア)実践報告集「つながる」の作成・配布

(イ)ラブピース4コマまんがコンテストの実施(488点応募)

3 人権相談事業

人権に関する相談に的確に対応するため、「人権に関する総合相談窓口」「性的マイノリティ特設電話相談窓口」を設置するとともに、人権擁護委員による相談日を開設し、人権侵害に対する相談などについて法務局や関係機関と連携を図り迅速な対応を行う。

(1) 人権に関する総合相談窓口

ア 場 所：人権共生推進課併設相談室

イ 相談員：人権共生推進課職員

ウ 方 法：面談・電話・FAX・E-mail

エ 実施日：(面談・電話)月曜日～金曜日9時00分～17時00分

※FAX・E-mailは24時間受付

オ 内 容：人権問題全般に関する相談、人権学習全般に関する相談

カ 件 数：(人権相談)253件(学習相談)7件

(2) 性的マイノリティ特設電話相談

ア 場 所：人権推進課併設相談室又は相談者自宅等

イ 相談員：専門相談員

ウ 方 法：電話

エ 実施日：相談したい人と相談員と調整のうえ相談日時を設定

オ 受 付：（面談・電話）月曜日～金曜日 9 時 0 0 分～17 時 0 0 分

※ F A X ・ E - m a i l は 24 時間受付

カ 件 数：3 件（性自認：1 件、その他：2 件）

※上記のうち相談員へ繋いだ件数 0 件

(3) 人権擁護委員による相談

ア 場 所：まちづくり協働センター

イ 実施日：各月第 4 木曜日 13 時 0 0 分～16 時 0 0 分

ウ 件 数：3 件

(4) インターネット差別書き込みモニタリング事業

ア 実施日：週 2 回

イ 調査員：人権共生推進課職員

ウ 方 法：主要掲示板を中心にキーワード入力による検索を行い、悪質な書き込みに対し削除要請を行う。

エ 削除要請：3 件

4 平和推進事業

平成元年 3 月に「非核平和都市宣言」を行い、平和の意義や尊さについて市民が考える機会として、8 月を「平和について考える市民月間」と位置づけ啓発事業を実施している。

(1) 平和を考える市民のつどい

ア 開催日時：8 月 3 日（日）13 時 30 分から 16 時 00 分

イ 開催場所：総合福祉保健センター

ウ 開催方法：対面開催

エ 内 容：三田少年少女合唱団による平和の歌

平和を考える講話「次の世代へ語り継ぐ 三田の戦争・平和の尊さ」講師：三田市遺族会青年部副部長 坊野祥子さん

平和を考える講演「平和を願う想いをつなぐ、ヒロシマから世界へ 被爆体験伝承講話」講師：鎌田真さん

平和の鐘

(2) 市内小学生平和新聞展（協力校）

ア 展示期間：7 月 23 日（水）～8 月 25 日（月）

イ 展示場所：総合福祉保健センター及び市役所本庁舎

ウ 内 容：市内小学校による平和新聞等

(3) 核実験に対する抗議書の送付

「非核平和都市宣言」以後、「核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴える」姿勢のもと、核実験を実施した国に対し、「今後一切の核実験を行わず、一日も早

く地球上から核兵器が廃絶されることを求め」強く抗議を行っている。

＊令和 7 年度は送付無

(4) 平和首長会議の加盟

都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起する取組などを推進し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、広島市及び長崎市が中心となり昭和 57 年に設立された機構である「平和首長会議」に、平成 25 年 8 月から加盟している。

5 国際交流・多文化共生

(1) 姉妹都市交流

姉妹都市（豪州ブルーマウンテンズ市、米国キティタス郡、韓国済州市）との交流を通じて、市民の国際交流・国際理解意識の向上を図る。

ア ブルーマウンテンズ市との交流

(ア)ブルーマウンテンズ市で三田市児童・生徒絵画展を開催

カトゥンバ高校及びカトゥンバ図書館

期間：8 月 20 日（水）～10 月 6 日（月）

(イ) まちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11 月 5 日（水）～11 月 15 日（土）

展示作品：ブルーマウンテンズ市児童絵画作品

(ウ) 三田国際マスタースマラソン選手等受入れ

期間：12 月 16 日（火）～12 月 22 日（月）

人数：ランナー 2 人

イ キティタス郡との交流

(ア) キティタスカウンティフェアで三田市児童・生徒の絵画展示

期間：8 月 28 日（木）～9 月 1 日（月）

(イ) まちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11 月 5 日（水）～11 月 15 日（土）

展示作品：キティタス郡児童絵画作品

ウ 済州市との交流

(ア) 済州市で三田市児童・生徒の絵画・書道作品展示

期間：9 月 20 日（土）～9 月 25 日（木）

(イ) まちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11 月 5 日（水）～11 月 15 日（土）

展示作品：済州市児童絵画・書道作品

(ウ) 三田国際マスタースマラソン選手等受入れ

期間：12 月 18 日（木）～12 月 22 日（月）

人数：ランナー 3 人、行政関係者 3 人

(2) 多文化共生推進事業

在住外国人の生活支援を行い、地域の多文化共生を進める。

ア 市広報紙多言語版（英語・中国語・ハングル・ベトナム）発行（１２回）

イ 通訳・翻訳事業

市役所、学校等における通訳ボランティア派遣（１７回）、文書の翻訳（１件）

ウ 外国人市民生活支援事業、多文化共生事業

（ア）運営方法 委託

（イ）運営団体 一般社団法人三田市国際交流協会

（ウ）業務内容

a 外国人防災事業「外国人市民防災訓練」

３月７日（土）参加者５か国１４人、日本人１０人

b 外国人就労支援事業「外国人のための就労セミナー」

９月１７日（水）外国人参加者７人、事業者３社

c 多文化共生事業「Friendship Day in SANDA」

１１月１５日（土）参加者約２５０人

（３）国際交流プラザの運営

国際交流、多文化共生等にかかる情報提供・啓発、及び一元的相談窓口として外国人市民を支援する。

ア 運営方法 委託（一般社団法人三田市国際交流協会）

イ 所在地 まちづくり協働センター内（駅前町２－１ キッピーモール６階）

ウ 開設時間 １０時００分～１７時００分

エ 休所日 火曜日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

オ 業務内容 ・国際交流、多文化共生等に関する各種情報の収集と発信

・情報提供等を通じた外国人市民生活支援

・外国人相談 年間相談件数２３４件

・外国人よろず相談 特別相談事業２回

（教育相談会、行政書士による在留資格個別相談会）

・企画展示（写真展「人生を変えた三田との出会い」）

・国際交流に関するタイムリーな情報発信（随時情報ボードに掲示）

カ 利用者数 ５，１１８人

（４）三田市地域日本語教育推進基本方針の推進

ア 三田市地域日本語教育懇話会の開催

（ア）目的：本市の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

（イ）委員構成：１０人（学識経験者３人、市長が必要と認める者：支援団体、

支援者、学校関係者、事業者、当事者（外国人市民）6人、市民1人）

(ウ) 任期：令和6年7月4日～令和8年7月3日

(エ) 会議開催数：2回

(オ) 会議内容：第1回 出席者紹介、三田市の状況と今年度の取り組みについて
第2回 今年度の取り組みの報告と来年度の予定について

イ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 間接補助事業

(ア) 市町地域調整会議 第1回 7月1日（火）、第2回 2月17日（火）

(イ) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

a 運営方法 委託（一般社団法人三田市国際交流協会）

b 業務内容

- ・地域コーディネーターの配置

- ・日本語教師による日本語講座

- ：初級日本語教室「さんだ 暮らしのほんご教室」

- 4月19日（土）～1月10日（土）全20回 参加者29人

- ：テーマ型日本語教室「地域の防災訓練に参加しよう」12月14日（日）兵庫県立広域防災センター（三木市） 参加者18人、日本人支援者8人

- ：テーマ型日本語教室「子育てのほんごひろば」5月25日（日）

- まちづくり協働センター 参加者 合計17人

- ・ボランティアによる取り組み

- ：「日本語サロンさんだ」

- 4月～2月全108回（月曜日、木曜日、土曜日） 参加者61人

- ：「子どもにほんご教室スキップ」

- 4月～2月全81回（金曜日、土曜日） 参加者40人

- ・住民参加型イベント

- ：支援者向け講座8月30日（土） 参加者43人

- ：事業者向け講座1月9日（金） 参加者39人

- ：一般向け「やさしい日本語講座」11月15日（土） 参加者30人

(5) 国際交流団体（一般社団法人三田市国際交流協会）との連携・調整

ア 市民を主体として姉妹都市や海外諸都市との交流及び多文化共生のまちづくりを進め、地域社会と国際化の推進に寄与することを目的に活動。平成元年に設立。

イ 会員 法人8、団体13、個人378

ウ 補助金による事業

- ・生活支援事業（在住外国人のための日本語教室、子ども日本語・学習支援教室、日本語教育ボランティア養成講座）

- ・国際交流DAY 8月2日（土）

- ・広報紙「パイン倶楽部」発行

6 男女共同参画

(1) 三田市男女共同参画推進委員会の運営

- ア 目的：男女共同参画の推進に関する事項の調査審議
- イ 委員構成：10人（学識経験者2人、各種団体代表等5人、市民3人）
- ウ 任期：令和7年2月4日～令和9年2月3日
- エ 会議開催数：1回
- オ 会議内容：第6次三田市男女共同参画計画の取り組み状況について

(2) 女性のための相談実施事業

ア 女性のための相談

夫婦のこと、子育てや親との関係、職場での人間関係など、さまざまな問題に対する相談

(ア)相談日：毎週月～金曜日 9時00分～17時15分

第2・4土曜日 9時00分～17時15分

(イ)相談件数：168件

(ウ)主な相談内容：人間関係、男女・夫婦関係、生きかたなど

イ 配偶者暴力相談

配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談・支援を実施。

(ア)相談日：毎週月～金曜日 9時00分～17時15分

第2・4土曜日 9時00分～17時15分

(イ)相談件数：511件（他連携機関からの件数も含む）

(3) 男性のための電話相談実施事業

男性が弱音や悩みなどを相談できる場として、相談事業を実施

- ア 相談日：第4木曜日 18時00分～20時00分（電話相談専用携帯電話回線のみ）

- イ 相談件数：9件

(4) 人権・男女共同参画プラザ

- ア 設置目的：男女共同参画に関する情報を集約・整理・提供するほか、男女共同参画に関する啓発事業等を行う。

- イ 運営方法：委託（運営団体：一般社団法人アスパラガス）

- ウ 開設時間：10時00分～17時00分

- エ 休所日：水曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

- オ 業務内容

(ア)男女共同参画に関する情報の収集・提供

- ・情報ボード、展示コーナーの活用

- ・ 女性チャレンジひろばの管理・運営
- ・ 女性チャレンジひろば事業 兵庫県出前チャレンジ相談「女性のための就業・チャレンジ相談」（年6回、延べ18人）
- ・ SNSの運用（Instagram）

(イ) 来訪者への案内及び電話対応

(ウ) 啓発業務

- ・ 各種啓発講座

（内容）

おしゃべりサロンここから、まち女サミット クロストーク～まちを動かす私たち～、三田市から発信！ワークライフバランス&パートナーシップをテーマにLINEスタンプを作ろう！、女性のためのパソコン講座、男子向け料理Workshop、ことばがけLINEスタンプお披露目会・「お互いを思いやるコミュニケーション」に繋がる自己分析ワークショップ、女性のための働き方セミナー、国際女性デー事業～誰もが輝ける未来へ～

- ・ 各種啓発事業

（内容）

男女共同参画週間記念事業パネル展示、アルツハイマー型認知症啓発パネル展、パープルリボンキャンペーン

- ・ 他機関との連携事業
- ・ アウトリーチ まちなかお茶会
- ・ 購入図書・ビデオ等の提案

カ 来所者数 延べ 795人

生活福祉課

1 生活保護

生活保護は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、世帯の自立を助けることを目的として行っている。

(1) 保護状況（令和 8 年 3 月末現在）

被保護世帯	292 世帯
被保護人員	332 人
保護率	0.32%

(2) 過去 3 年間の保護費支給状況

（単位：千円）

扶助の種類	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生 活 扶 助	161,221	160,229	157,073
住 宅 扶 助	73,282	69,806	69,251
教 育 扶 助	703	241	12
介 護 扶 助	11,234	12,588	13,942
医 療 扶 助	549,432	599,109	508,777
出 産 扶 助	0	0	0
生 業 扶 助	835	254	612
葬 祭 扶 助	844	1,751	2,738
就 労 自 立 給 付 金	295	117	85
進 学 準 備 給 付 金	0	300	0
施 設 事 務 費	15,206	18,853	18,732
委 託 事 務 費	172	112	8
計	813,224	863,360	771,230
月 平 均 世 帯 数	300	304	305
月 平 均 人 数	360	355	344

(3) 生活保護法第 38 条による救護施設入所措置

身体上または精神上著しい障害がある為に、日常生活が困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行っている。

（令和 8 年 3 月末現在）

施 設 名	所 在 地	入所者数
桃 李 園	加東市稲尾 383-40	3 名
三 恵 園	豊能郡能勢町大里 222-4	2 名
ひまわり苑	神戸市北区有野町有野 1511-2	2 名

2 外国籍高齢者等特別給付金、外国籍重度障害者等特別給付金

老齢または障害を事由として給付される国民年金の受給資格を国籍要件のために得ることができなかった在日外国籍高齢者、重度障害者等に対し、福祉給付金を支給している。

(1) 三田市外国籍高齢者等特別給付金の支給状況 (令和7年度)

対 象	金 額	受給者数
制 度 的 な 高 齢 無 年 金 者	一人あたり 年額 424,900 円 (月額 35,408 円)	0 名

(2) 三田市外国籍重度障害者等特別給付金の支給状況 (令和7年度)

対 象		金 額	受給者数
制度的な重度 障害無年金者	昭和 31 年 4 月 1 日 以前生まれの者	一人あたり 年額 1,036,625 円 (月額 86,385 円)	0 名
	昭和 31 年 4 月 2 日 以降生まれの者	一人あたり 年額 1,039,625 円 (月額 86,635 円)	0 名
制度的な中度 障害無年金者	昭和 31 年 4 月 1 日 以前生まれの者	一人あたり 年額 829,300 円 (月額 69,108 円)	0 名
	昭和 31 年 4 月 2 日 以降生まれの者	一人あたり 年額 831,700 円 (月額 69,308 円)	0 名

3 中国残留邦人等の方への支援給付制度

中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、安心して老後の生活が送れるよう平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき施行された制度。老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に中国残留邦人等及びその配偶者の方々に支給。(令和 8 年 3 月末対象者：0 名)

4 住宅管理

(1) 市営住宅

構造	建築年度	名 称	位 置	階 層	戸 数
耐火	平成 7 年度	大池南	屋敷町	3 階建	2 4 戸
	平成 8 年度	南が丘第 2	南が丘 1 丁目	5 階建	2 5 戸
	平成 1 0 年度	西山 1 号棟	西山 2 丁目	5 階建	3 0 戸
	平成 1 2 年度	西山 2 号棟	西山 2 丁目	5 階建	6 5 戸
	平成 1 3 年度	西山 3 号棟	西山 2 丁目	3 階建	1 5 戸
	平成 1 5 年度	西山高層	西山 2 丁目	9 階建	7 0 戸
	平成 1 8 年度	南が丘団地	南が丘 1 丁目	7 階建	7 0 戸
合計					2 9 9 戸

(2) 改良住宅

構造	建築年度	名 称	位 置	階 層	戸 数
準耐火	昭和 5 0 年度	東山住宅	東山	2 階建	1 4 戸
	昭和 5 1 年度	桑原住宅	桑原	2 階建	6 戸
耐火	昭和 5 7 年度	広沢住宅	上井沢	2 階建	1 0 戸
合計					3 0 戸

(3) 市営住宅の募集及び入居審査

名 称	募 集 期 間	種 別	募集 戸数	合計
第 1 回 募集	令和 7 年 8 月 1 日 ～令和 7 年 8 月 18 日	一般世帯向け	8 戸	1 0 戸
		シルバーハウジング	1 戸	
		車椅子常用者向け	1 戸	
第 2 回 募集	令和 8 年 2 月 2 日 ～令和 8 年 2 月 16 日	一般世帯向け	9 戸	1 1 戸
		シルバーハウジング	1 戸	
		車椅子常用者向け	1 戸	

(4) 市営住宅等の維持管理

- ア エレベーター保守点検業務（南が丘第 2、西山団地、西山高層、南が丘）
- イ 市営住宅植栽管理業務
- ウ 市営住宅消防設備法定点検業務
- エ 市営住宅受水槽清掃業務
- オ 東山改良住宅合併浄化槽維持管理業務
- カ 市営住宅排水管清掃業務
- キ 市営住宅管理システム保守業務
- ク 市営住宅・改良住宅に係る施設賠償責任保険の契約締結
- ケ その他修繕・工事（入居前修繕ほか）

※ 委託業務一覧

No.	委託業務名	委託金額（円）	備考
1	市営住宅管理システム保守業務	484, 836	
2	市営住宅緊急通報システム業務	733, 700	

5 住宅政策

(1) 兵庫県営住宅入居申込案内書の配布

障害福祉課

1. 障害者（児）福祉

(1)身体障害者手帳交付の状況
ア 障害別手帳所持者数

令和8年3月31日現在

(単位：人)

視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合 計
199	307	42	1,673	1,060	3,281

イ 等級別手帳所持者数

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
1,004	445	532	899	225	176	3,281

(2)療育手帳交付の状況

重度(A)	中度(B1)	軽度(B2)	合 計
362	232	562	1,156

(3)精神保健福祉手帳保持者

1 級	2 級	3 級	合 計
115	530	372	1,017

(4)自立支援サービスの状況

ア 自立支援給付費等の支給状況

令和7年3月～令和8年2月実績

サービス種別	利用者数	給付量	利用者負担	支給額
訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護・同行援護)	1,944 人	58,561 時間	1,589,184 円	271,796,160 円
日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行 支援・就労継続・就労定着支 援・就労選択支援・自立生活 援助)	6,483 人	111,198 日	2,700,354 円	1,164,298,223 円
短期入所	1,033 人	5,629 日	417,084 円	66,221,081 円
療養介護	197 人	5,970 日	0 円	57,327,200 円
居住系(グループホーム)	1,038 人	27,567 日	733,485 円	177,671,561 円
施設入所支援	990 人	27,071 日	224,484 円	175,349,827 円
相談支援給付	1,966 人	—	—	40,385,536 円
障害児通所給付 (児童発達支援・放課後等デ イサービス・保育所等訪問支援)	6,005 人	41,120 日	15,989,587 円	513,203,184 円
障害児相談支援	1,324 人	—	—	25,942,005 円

イ 施設入所の状況(※三田市援護者のみ)

令和8年3月31日現在

種 類	施 設 名	所 在 地	入所人員
施設入所支援	希望の家グリーンホーム	宝塚市玉瀬字田畠10	3
	三田療護園	三田市東本庄1188	11
	沢谷荘	三田市沢谷字小田1298	15
	東山荘	三田市四ツ辻719-1	15
	丹南精明園	篠山市西古佐700	1
	赤穂精華園成人寮	赤穂市大津1327	1
	出石精和園成人寮	豊岡市出石町荒木1300	1
	二郎苑	神戸市北区有野町二郎字竈谷898-10	2
	みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	4
	春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	3
	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号	2
	六甲園	西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷1301-1	3
	三田こぶしの園	三田市東本庄1188	14
	オレンジ西宮	西宮市山口町名来1076-1	3
	ひふみ園	神戸市北区山田町藍那字瀬戸2-4	1
	神戸光の村授産学園	神戸市北区淡河町木津383	1
	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田畠9	1
	光道園ライフトレーニングセンター	福井県鯖江市和田町9-1-1	1
	自立生活訓練センター	神戸市西区曙町1070	2
	千里みおつくしの杜くりのみ寮	大阪府吹田市古江台6丁目2番6号	1
	サンライズ	大阪府茨木市大字泉原37番地7	1
	第2三恵園	大阪府豊能郡能勢町大里222-5	1
療養介護	兵庫中央病院	三田市大原1314	11
	大阪刀根山医療センター	大阪府豊中市刀根山5-1-1	1
	医療福祉センターさくら	三田市東本庄1188	4
合 計			103

ウ 補装具交付・修理の状況

種 目	障害者	障害児	合計
義手	0 件	0 件	0 件
義足	4 件	0 件	4 件
下肢装具	5 件	8 件	1 3 件
靴型装具	3 件	0 件	3 件
体幹装具	0 件	0 件	0 件
上肢装具	1 件	0 件	1 件
姿勢保持装置	3 件	1 5 件	1 8 件
視覚障害者安全つえ	1 件	0 件	1 件
義眼	1 件	1 件	2 件
眼鏡	2 件	0 件	2 件
補聴器	5 7 件	2 件	5 9 件
人工内耳	0 件	4 件	4 件
車いす	3 5 件	1 4 件	4 9 件
電動車いす	7 件	0 件	7 件
座位保持いす	0 件	1 件	1 件
起立保持具	0 件	5 件	5 件
歩行器	0 件	6 件	6 件
頭部保持具	0 件	0 件	0 件
歩行補助つえ	1 件	0 件	1 件
重度障害者用意思伝達装置	3 件	0 件	3 件
合 計	1 2 3 件	5 6 件	1 7 9 件

(5) 地域生活支援事業の状況

ア 相談支援事業の状況

相談支援機関	相談件数	主な相談内容
障害者生活支援センター	2,677 件	生活全般に係る相談、福祉サービス利用の援助など
障害者就業支援センター	3,965 件	就労に関する相談、職場定着支援、職場実習支援など
精神障害者支援センター	1,614 件	精神障害者の生活・医療・就労等に関する相談など
基幹相談支援センター	2,238 件	暮らしに関する総合的な相談、相談支援に関する専門的な相談など

イ コミュニケーション支援事業の状況

意思疎通支援者数		
手話通訳	要約筆記	計
16	18	34

	派遣回数			派遣時間		
	手話通訳	要約筆記	計	手話通訳	要約筆記	計
個人派遣	290	5	295	623	11	634
団体派遣	91	102	193	423.5	938.5	1,362

ウ 日常生活用具給付の状況

種 目	障害者	障害児	合計
特殊寝台	1 件	1 件	2 件
特殊マット	2 件	3 件	5 件
洗浄機能付き便座	0 件	0 件	0 件
活字文字読上げ装置	0 件	0 件	0 件
聴覚障害者用屋内信号装置	2 件	0 件	2 件
訓練いす	0 件	0 件	0 件

種 目	障害者	障害児	合計
入浴補助用具	1 件	0 件	1 件
便器	0 件	0 件	0 件
T 字状・棒状つえ	0 件	0 件	0 件
体位変換器	1 件	1 件	2 件
移動・移乗支援用具	2 件	0 件	2 件
頭部保護帽	0 件	3 件	3 件
透析液加湿器	1 件	0 件	1 件
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	0 件	0 件	0 件
電磁調理器	3 件	0 件	3 件
火災警報器及び火災警報器用屋内信号装置	2 件	0 件	2 件
移動用リフト	1 件	0 件	1 件
ネブライザー（吸入器）	3 件	0 件	3 件
電気式たん吸引器	7 件	3 件	1 0 件
視覚障害者用体温計（音声式）	0 件	0 件	0 件
視覚障害者用体重計	1 件	0 件	1 件
視覚障害者用血圧計	3 件	0 件	3 件
携帯用会話補助装置	0 件	0 件	0 件
情報・通信支援用具	1 件	1 件	2 件
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6 件	0 件	6 件
点字器	0 件	0 件	0 件
視覚障害者用拡大読書器	3 件	1 件	4 件
視覚障害者用時計	0 件	0 件	0 件
聴覚障害者用通信装置	1 件	0 件	1 件
人工喉頭	2 件	0 件	2 件
ストマ用装具	1, 5 1 2 件	0 件	1, 5 1 2 件
紙オムツ	2 0 5 件	1 2 4 件	3 2 9 件
居宅生活動作補助用具	2 件	1 件	3 件

種 目	障害者	障害児	合計
人工内耳体外部装置	0 件	0 件	0 件
人工呼吸器用自家発電器又はバッテリー	1 件	0 件	1 件
人工内耳用充電電池及び充電器	0 件	2 件	2 件
合 計	1, 7 6 3 件	1 4 0 件	1, 9 0 3 件

エ 移動支援・日中一時支援の状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月実績

	利用者数	給付量	利用者負担	支給額
移動支援事業	1, 520 人	14, 853 時間	200, 564 円	37, 322, 081 円
日中一時支援事業 (日帰り短期入所)	926 人	6, 399 日	373, 728 円	18, 868, 835 円

オ 地域活動支援センターの状況（※三田市在住者のみ）令和 8 年 3 月 3 1 日現在

種 類	施 設 名	所 在 地	利用人数
Ⅰ型	ひだまり	神戸市北区谷上東町 7 番 6 号	1 名
	あさがお	神戸市北区有野町有野 3 4 1 9 - 1	6 名
Ⅲ型	作業所ゆう	三田市池尻 1 1 4 - 7	1 2 名
	第 2 にじの家	三田市大原一ツ塚 2 2 1 3	5 名
	W a k a b a	宝塚市小林 5 - 3 - 4 3 エステイ宝塚 1 0 6	1 名

カ 福祉ホームの状況

種 類	施 設 名	所 在 地	利用人数
精 神	西山寮	三田市西山 2 丁目 2 2 - 1 0	2 名

キ 訪問入浴サービス事業の状況

登録者数	1 名	延利用者回数	1 0 2 回
------	-----	--------	---------

(6) 重度心身障害者(児)介護手当支給の状況

受 給 資 格	支 給 額	受給者数
重度の障害者(児)の介護者 (身障 1・2 級又は療育 A)	年額 1 0 0, 0 0 0 円	3 名

(7) 特別障害者手当等支給の状況

令和7年2月～令和8年1月実績

受給資格	特 別	支 給 額	受給者数
常時特別な介護を必要とする 20歳以上の障害者	特別障害者手当	月額 28,840円	1,103名
	経過的福祉手当	月額 15,690円	36名
常時特別な介護を必要とする 20歳未満の障害者	障害児福祉手当	月額 15,690円	690名

(8) 障害者外出支援事業（タクシー料金助成利用券支給）の状況

対 象 者	支給者数	発行枚数	使用枚数
身体障害 1級・2級	1,062名	60,025枚	32,214枚 (44.5%)
知的障害 A	167名	9,790枚	
精神障害 1級	47名	2,575枚	
合 計	1,276名	72,390枚	

助成方法：1ヶ月当たり5枚、1枚500円

(9) 児童発達支援センター 通園状況

指定管理者：公益財団法人 ひょうご子どもと家庭福祉財団

指定期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

所在地：三田市井ノ草808

「かるがも園」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	17日	20日	21日	22日	16日	20日	22日	19日	18日	19日	18日	18日	230日
延べ利用 園児数	287人	335人	350人	366人	257人	322人	375人	292人	304人	297人	268人	284人	3,737人

「すくすく教室」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	10日	10日	13日	13日	9日	13日	12日	10日	12日	11日	10日	12日	135日
延べ利用 園児数	43人	50人	61人	62人	39人	80人	85人	60人	68人	70人	60人	74人	752人

「たけのこクラブ」

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
開設日	6 日	10 日	8 日	9 日	7 日	9 日	10 日	8 日	7 日	8 日	8 日	4 日	94 日
延べ利用 園児数	35 人	68 人	57 人	71 人	57 人	76 人	72 人	53 人	50 人	63 人	60 人	39 人	701 人

「基本相談」

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
件数	16 件	13 件	15 件	27 件	17 件	17 件	21 件	18 件	13 件	17 件	17 件	17 件	208 件

「特定相談」

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
件数	7 件	0 件	0 件	3 件	2 件	2 件	1 件	2 件	1 件	2 件	3 件	1 件	24 件

「障害児相談」

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
件数	52 件	27 件	32 件	25 件	41 件	35 件	23 件	30 件	22 件	35 件	31 件	42 件	395 件

(10) 障害者ワークチャレンジ事業「トライ」 開設状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
開設日	13 日	12 日	13 日	12 日	10 日	12 日	13 日	10 日	12 日	11 日	10 日	12 日	140 日

「実施状況(作業項目)」

- ア 水やり(56 件)
- イ 封入, 差し込み(17, 840 件)
- ウ スタンプ押印(27, 800 件)
- エ 封筒資料折り(8, 800 件)
- オ 資料作成, 修正(2, 656 件)
- カ その他(17, 270 件)

(11) 障害者アンテナショップ 開設状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
開設日	21 日	20 日	24 日	22 日	16 日	20 日	22 日	18 日	20 日	18 日	18 日	21 日	240 日
来客者数	1198 人	942 人	1044 人	1027 人	720 人	887 人	1043 人	878 人	1050 人	877 人	936 人	1011 人	11,613 人

(12) 障害者虐待対応の状況

通報受理件数	1 4 件
うち虐待認定件数	4 件

介護保険課

1 被保険者資格

(1) 第1号被保険者のいる世帯数 22, 189世帯（全世帯数：47, 811）

(2) 第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	令和7年3月末現在	令和8年3月末現在
65歳～75歳未満	16,696	16,692
75歳以上	15,440	16,174
（再掲）外国人被保険者	193	193
（再掲）住所地特例被保険者	158	162
計	32,136	32,866
全人口	105,949	105,106

* 住所地特例被保険者＝介護保険施設に入所することにより、施設の所在地に住所を移した者は、引続き従前市町村(住所移転前の市町村)の被保険者となる。

2 保険料

(1) 保険料基準額（月額） 5,276円

(2) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数 (人)	割合 (%)	年額保険料
第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	3,374	10.2	18,040円 基準額×0.285
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	2,042	6.2	30,700円 基準額×0.485
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	1,646	5.0	43,360円 基準額×0.685

第 4 段階			
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	3, 6 5 0	1 1. 1	5 6, 9 7 0 円 基準額×0. 9
第 5 段階			
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 80.9 万円を超える方	4, 9 2 8	1 5. 0	6 3, 3 1 0 円 基準額
第 6 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 1 3 5 万円未満の方	5, 1 8 1	1 5. 8	7 5, 9 7 0 円 基準額×1. 2
第 7 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 1 3 5 万円以上 2 1 0 万円未満の方	5, 0 1 9	1 5. 3	8 2, 3 0 0 円 基準額×1. 3
第 8 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 2 1 0 万円以上 3 2 0 万円未満の方	3, 3 5 9	1 0. 2	9 4, 9 6 0 円 基準額×1. 5
第 9 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 3 2 0 万円以上 4 2 0 万円未満の方	1, 5 3 9	4. 7	1 0 7, 6 2 0 円 基準額×1. 7
第 1 0 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 4 2 0 万円以上 6 0 0 万円未満の方	1, 0 5 3	3. 2	1 2 0, 2 8 0 円 基準額×1. 9
第 1 1 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 6 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満の方	3 7 6	1. 1	1 3 2, 9 5 0 円 基準額×2. 1
第 1 2 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 8 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満の方	1 9 0	0. 6	1 3 9, 2 8 0 円 基準額×2. 2
第 1 3 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満の方	2 4 9	0. 8	1 4 5, 6 1 0 円 基準額×2. 3
第 1 4 段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が 1, 5 0 0 万円以上の方	2 6 0	0. 8	1 5 1, 9 4 0 円 基準額×2. 4
合計	3 2, 8 6 6	1 0 0. 0	

(3) 保険料収入状況

(単位：円)

区分		令和6年度				
		調定額	収入済額※	不納欠損	未収額	収納率(%)
現年度分	特別徴収	1,912,187,910	1,912,187,910			100.00
	普通徴収	249,663,910	244,003,710	0	5,660,200	97.73
	計	2,161,851,820	2,156,191,620	0	5,660,200	99.74
滞納繰越分	普通徴収	19,362,110	6,291,570	5,007,630	8,062,910	32.49
合計		2,181,213,930	2,162,483,190	5,007,630	13,723,110	

区分		令和7年度				
		調定額	収入済額※	不納欠損	未収額	収納率(%)
現年度分	特別徴収	1,985,202,050	1,985,202,050			100.00
	普通徴収	258,794,440	253,820,980	0	4,973,460	98.08
	計	2,243,996,490	2,239,022,030	0	4,973,460	99.78
滞納繰越分	普通徴収	13,723,110	4,061,030	3,648,420	6,013,660	29.59
合計		2,257,719,600	2,243,084,060	3,648,420	10,987,120	

※「収入済額」は還付未済控除後の額

3 要介護認定の状況

(1) 申請事由別申請件数

(単位：件)

		令和 6 年度	令和 7 年度
申請件数		4, 6 5 5	4, 1 6 9
事由	新規	1, 6 2 0	1, 7 2 7
	更新	2, 5 1 2	1, 8 6 2
	転入	1 0 5	1 1 8
	区分変更等	4 1 8	4 6 2

(2) 認定審査会開催状況

	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数（回）	1 1 7	9 6
審査件数（件）	4, 5 4 5	3, 7 8 9

(3) 要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
令和 6 年度末	1, 240	735	1, 321	714	594	549	386	5, 5 3 9
令和 7 年度末	1, 372	759	1, 424	715	566	564	389	5, 7 8 9

(4) 認定審査会委員

構成	人数	摘要
保健	5	合議体数 4 (1 合議体：5～6 名)
福祉	9	
医療	8	
計	2 2	

(5) サービス利用人数

(単位：人)

	令和 6 年度末	令和 7 年度末
居 宅	3, 3 3 5	3, 4 8 7
地域密着型	4 3 5	5 2 7
施 設	7 6 3	7 5 3
合 計	4, 5 3 3	4, 7 6 7

(6) 保険給付費の実績

(単位：千円)

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
居 宅	費用額	3, 443, 060	3, 611, 737	3, 730, 568
	割合	48. 5%	48. 7%	48. 9%
地域密着型	費用額	787, 754	783, 724	816, 816
	割合	11. 1%	10. 6%	10. 7%
施設	費用額	2, 507, 825	2, 644, 071	2, 701, 866
	割合	35. 4%	35. 7%	35. 4%
特定入所者	費用額	143, 493	145, 377	140, 941
	割合	2. 0%	2. 0%	1. 9%
高額	費用額	203, 597	218, 179	229, 670
	割合	2. 9%	2. 9%	3. 0%
審査手数料	費用額	6, 539	6, 791	7, 041
	割合	0. 1%	0. 1%	0. 1%
合計	費用額	7, 092, 268	7, 409, 879	7, 626, 902
	割合	100. 0%	100. 0%	100. 0%

高 齢 者 支 援 課

1 高 齢 者 福 祉

(1) 高 齢 者 数 (令 和 8 年 3 月 31 日 時 点)

(単 位 : 人)

総 人 口 ①	65 歳 以 上 人 口 ②	前 期 高 齢 者 数 (65 歳 ~ 74 歳)	後 期 高 齢 者 数 (75 歳 以 上)	高 齢 化 率 ② / ①
105,106	32,878	16,748	16,130	31.3%

住 民 基 本 台 帳 人 口

(2) 要 援 護 高 齢 者 調 査 結 果

ア 要 援 護 高 齢 者 結 果 (各 年 9 月 1 日 現 在)

※ 調 査 対 象 は 75 歳 以 上

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生 活 支 援 の 必 要 な 人	531	371	309	286	251	244
ひ と り 暮 ら し (世 帯)	1,595	1,632	1,729	1,886	1,912	2,034
高 齢 者 世 帯 (世 帯)	1,224	1,266	1,325	1,450	1,507	1,626

※ 生 活 支 援 の 必 要 な 人 と は , 「 歩 行 」 「 聴 覚 」 「 視 覚 」 「 も の 忘 れ 」 に お い て 中 度 以 上 の 高 齢 者 (R3 ~ 「 生 活 支 援 の 必 要 な 人 」 と 他 項 目 と の 重 複 を 無 し に し た)

イ 令 和 7 年 度 各 地 区 高 齢 者 人 口 ・ 要 援 護 高 齢 者 等 一 覧 (9 月 1 日 現 在)

	総 人 口	75 歳 以 上	後 期 高 齢 者 の 割 合	ひ と り 暮 ら し (世 帯)	高 齢 者 世 帯 (世 帯)	生 活 支 援 の 必 要 な 人
三 田	14,082	1,654	11.7%	301	149	26
三 輪	14,464	2,637	18.2%	408	292	24
広 野	5,661	1,052	18.6%	147	103	11
小 野 ・ 母 子	1,825	439	24.1%	46	23	16
高 平	2,693	653	24.2%	61	19	8
藍	8,418	1,604	19.1%	134	142	19
本 庄	1,990	495	24.9%	51	47	19
フ ラ ワ ー	19,369	3,253	16.8%	455	482	75
ウ ッ デ ィ	33,992	3,519	10.4%	396	342	40
カ ル チ ャ ー	3,250	328	10.1%	35	27	6
合 計	105,744	15,634	14.8%	2,034	1,626	244

(3) 地域包括支援センター・高齢者支援センター運営事業

ア 総合相談

		R6		R7
三田市地域包括支援センター	相談実件数	1,977	相談実件数	2,320
	相談延べ件数	相談 1,816	相談延べ件数	相談 2,309
		訪問 916		訪問 873
		計 2,732		計 3,182
藍地域包括支援センター	相談実件数	739	相談実件数	588
	相談延べ件数	相談 1,419	相談延べ件数	相談 751
		訪問 361		訪問 283
		計 1,780		計 1,034
三輪北・小野・高平地域包括支援センター	相談実件数	459	相談実件数	489
	相談延べ件数	相談 315	相談延べ件数	相談 324
		訪問 398		訪問 346
		計 713		計 670
フラワー地域包括支援センター	相談実件数	1,416	相談実件数	1,497
	相談延べ件数	相談 1,837	相談延べ件数	相談 1,945
		訪問 623		訪問 584
		計 2,460		計 2,529
広野・本庄地域包括支援センター	相談実件数	370	相談実件数	460
	相談延べ件数	相談 321	相談延べ件数	相談 389
		訪問 210		訪問 303
		計 531		計 692
ウッディ地域包括支援センター	相談実件数	2,112	相談実件数	2,024
	相談延べ件数	相談 2,970	相談延べ件数	相談 3,005
		訪問 784		訪問 881
		計 3,754		計 3,886
合 計	相談実件数	7,073	相談実件数	7,378
	相談延べ件数	相談 8,678	相談延べ件数	相談 8,723
		訪問 3,292		訪問 3,270
		計 11,970		計 11,993

イ 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

要支援 1、要支援 2 の利用者に対し、適切な介護予防ケアマネジメントを行った。医療機関や関係機関との連携を密に、目標志向型の具体的なケアプランを立案、特に介護予防に視点をおき、セルフケア、インフォーマルサービスなどを考慮した支援計画を立案し、サービス調整を行った。又、サービス実施後のモニタリングを行い、次回のサービスへとつなげた。

(ア) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント新規契約件数

(単位：件)

	R5	R6	R7
直 営	190	166	204
委 託	239	323	319
合 計	429	489	523

(イ) 給付管理状況の推移

(単位：件)

請求月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R5	1,030	1,048	1,057	1,066	1,054	1,077	1,079	1,069	1,094	1,081	1,091	1,078
R6	1,081	1,073	1,101	1,102	1,113	1,133	1,151	1,148	1,169	1,148	1,159	1,159
R7	1,195	1,177	1,214	1,208	1,215	1,226	1,245	1,247	1,230	1,244	1,265	1,275

ウ 権利擁護業務

(ア) 高齢者虐待防止への取り組み状況

平成 18 年 4 月 1 日から施行された高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、平成 18 年 10 月に高齢者虐待防止検討会を立ち上げ、高齢者虐待の相談窓口の整備や民生委員、介護保険事業所への研修などを行っている。

a 高齢者虐待の実態

(a) 発生件数 (単位：件)

R4	R5	R6	R7
5	5	3	13

(b) 虐待種別件数 ※重複有 (単位：件)

虐待の種類	R4	R5	R6	R7
身体的虐待	2	3	2	13
心理的虐待	1	0	0	3
性的虐待	0	0	0	0
経済的虐待	3	1	0	0
介護・世話の放棄・放任	2	2	1	1
合 計	8	6	3	17

(c) 通報形態

(単位：件)

種 別	R4	R5	R6	R7
居宅介護支援事業所	4	3	3	7
病院・医療機関	0	0	0	0
民生委員	0	0	0	0
近隣	0	0	0	0
その他家族	1	0	0	1
警察	0	0	0	4
その他	0	2	0	1
合 計	5	5	3	13

(イ) 成年後見制度 市長申立て

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の
 預貯金の管理などや日常生活での様々な契約などを支援していく制度
 (=成年後見制度)を利用するにあたり、利用立てをする親族がいな
 い場合等は市長が成年後見開始等審判の申立てを行う。

(単位：件)

R5	R6	R7
7	1	9

エ 介護予防業務

生活機能の低下を予防するために、転倒予防・栄養改善・口腔衛生・認知
 症予防等の教室を開催している。

		R5	R6	R7
地域の通いの場での講和等	開催回数(回)	255	425	411
	延べ利用者数(人)	3,791	6,677	5,769

(4) 高齢者保健福祉サービスの利用状況

ア 安心して生活を送るためのサービス

		R5	R6	R7
緊急通報システム機器設置事業	新規利用者(人)	5	11	10
	現在設置台数(台)	28	32	36
住宅改造費助成サービス	年間利用件数(件)	23	27	28
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	戸数(戸)	27	27	27

イ 健康・生きがいくりのためのサービス

		R5	R6	R7
食生活改善支援サービス	訪問件数(件)	1	2	1
食の自立支援サービス	利用食数(食)	3,370	3,426	4,041
	実利用者数(人)	28	37	43
通所型サービス・活動 A ※R7 年度から名称変更	延べ利用者数(人)	8,150	8,919	8,820
	5 事業所にて 20 回/週 開催(R7 年度末時点)			
訪問型サービス・活動 A ※R7 年度から名称変更	延べ利用者数(人)	331	352	464
	3 事業所にてサービス提供(R7 年度末時点)			

ウ 家庭で介護されている方へのサービス

		R4	R5	R6	R7
家族介護用品支給サービス	利用件数(件)	188	201	192	204
	実利用者数(人)	27	23	27	28
認知症高齢者家族支援サービス	申請者数(件)	31	26	19	25
	実利用者数(人)	61	75	73	78
介護予防普及啓発事業	開催回数(回)	129	119	122	169
	延べ利用者数(人)	1,863	1,905	1,843	2,518

エ もの忘れ相談

		R4	R5	R6	R7
もの忘れ相談	相談件数(件)	65	68	56	72

2 養護老人ホーム入所措置

65 歳以上の人で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅養護が困難な場合に、養護老人ホームへの入所措置を行う。入所措置の要否判定は、老人ホーム入所者判定委員会（精神科・内科医師、宝塚健康福祉事務所長、三田市福祉事務所長などで構成）で行っている。

(1) 養護老人ホーム入所者状況

施設名	所在地	措置人員
和 寿 園	丹波篠山市高屋 24	12 人
五 輪 荘	丹波市山南町野坂 209	2 人
百楽荘尼崎館	尼崎市食満 5-8-43	1 人
三 相 園	丹波市春日町黒井 2282-3	2 人
千 山 荘	神戸市灘区鶴甲 5-1-50	1 人
計		18 人

(2) 養護老人ホーム入所者に対する法外扶助

養護老人ホーム入所者で無年金の人に対して、日常生活費の一部として月額 10,000 円の入所者福祉金を支給している。（令和 8 年 3 月末対象者 1 人）

3 いきがい応援プラザ～HOT～の管理運営

シニアが生きがいを感じながら生涯現役でいきいきと活動、活躍してもらうために様々な経験や知識を持ったシニアの多様な活動ニーズを総合的に受け付け、就業や社会参加につなげていくことでシニアの活躍を支援。（平成 28 年 10 月 27 日開設）

(1) 窓口の概要

ア 場 所 : 市役所本庁舎 4 階 高齢者支援課内
イ 開 所 日 時 : 平日（年末年始を除く） 9:00～16:30
ウ 窓口利用件数 : 687 件

(2) その他事業の概要

ア いきがい応援セミナー：12 回開催、参加者計 380 人

日程	講座名	参加者数
第 1 回(5/8)	リフレッシュ体操	20
第 2 回(6/26)	三田の自慢！母子茶を新茶で味わおう	20
第 3 回(7/9)	おうちでできる！楽々健康体操	20
第 4 回(9/10)	消費者トラブルを知って、被害を防ごう	11
第 5 回(10/30)	シニアのためのパーソナルカラー診断	15
第 6 回(11/25)	シニアの住まいを考える	8
第 7 回(11/28・12/1・2)	確定申告スマホ教室	172
第 8 回(12/11)	シニアのための就職セミナー	12
第 9 回(1/23)	エンディングノートの書き方	18
第 10 回(2/6)	知っておきたい相続の基礎知識	34
第 11 回(3/5)	笑いヨガ	19
第 12 回(3/13)	事例から学ぶ！相続トラブル回避術	31
合計		380

イ いきがい応援バンク：登録者 28 人

ウ 生涯現役ネットワーク連絡会：開催 1 回、個別団体との企画を模索

エ ほっと HOT 通信：偶数月 6 回/年 延べ 4,900 部発行（4 月のみ 900 部）

オ 出張窓口相談：市庁舎 1 階ロビーにて HOT の PR 活動を実施（年 4 回）

4 老人クラブの育成及び援助

(1) 三田市老人クラブ連合会への支援

事業を通じて高齢者福祉の増進に寄与する。老人クラブの活性化を図り、三田市老人クラブ連合会の事務局の強化を図るとともに、シニアライフを健全で豊かにするために連合会が実施する活動などに対して支援を実施。

ア 三田市老人クラブ連合会加入クラブ数及び会員数 令和7年4月1日現在

大クラブ (会員30人以上)		小クラブ (会員20人以上29人未満)		合 計	
クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
28	1,682	8	174	36	1,856

※ 市補助金交付申請をしていない単位老人クラブを含む。

イ 主事業 創作作品展、喜びあいのつどい、グラウンドゴルフ大会等

(2) 単位老人クラブ活動への支援

高齢者の福祉増進、社会参加・地域活動参加の推進等を目的に、地域老人クラブの活動を補助。

【補助基準（年額）】

※ふれあい推進事業と健康体操活動事業を実施した場合

	社会奉仕活動事業、教養講座開催事業、健康増進事業		ふれあい推進事業	健康体操活動事業	補助金合計
大クラブ	30 ～ 50 人未満	4,400×12ヶ月＝ 52,800	3,500×12 ヶ月 ＝42,000	500×12 ヶ月 ＝6,000	100,800 円
	50 ～ 75 人未満	5,700×12 ヶ月＝ 68,400			116,400 円
	75 ～ 100 人未満	7,000×12 ヶ月＝ 84,000			132,000 円
	100 ～ 125 人未満	8,300×12 ヶ月＝ 99,600			147,600 円
	125 ～ 150 人未満	9,600×12 ヶ月＝ 115,200			163,200 円
	150 ～ 175 人未満	10,900×12 ヶ月＝ 130,800			178,800 円
	175 ～ 200 人未満	12,200×12 ヶ月＝ 146,400			194,400 円
	200 ～ 225 人未満	13,500×12 ヶ月＝ 162,000			210,000 円
	225 人 ～	14,800×12 ヶ月＝ 177,600			225,600 円
小クラブ(20人以上 29人未満)		2,250×12 ヶ月＝ 27,000	1,750×12 ヶ月＝ 21,000	250×12 ヶ月＝ 3,000	51,000 円

5 三田市シルバー人材センターへの支援

高齢者の就業機会の拡大と生きがいの充実を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的に活動する三田市シルバー人材センターの機能強化を図るため、その運営に対する補助や職員の派遣などの支援を実施。

ア 公益社団法人三田市シルバー人材センターの概要

(ア)所在地：三田市あかしあ台5丁目32番地2

(イ)開所日時：平日（年末年始を除く） 9:00～17:30

イ 会員数等 令和8年3月末現在

会 員 数		995人
就業延人員		70,530人
契 約 額	公 共	181,312千円
	民 間	239,797千円
	計	421,109千円

6 社会教育事業

(1) 生涯学習カレッジの活動状況

「学びをいかした「生きがいづくり」「人づくり」「地域づくり」をめざそう」という基本理念のもと、55歳以上のシニア層を対象に継続的な学習機会を提供し、主体的な学びや活動を通して、地域社会に資する人材の育成を図る。

ア カレッジ

日常生活に即した様々な課題について学習する。グループ討議や参加型学習、実習などを通して、知識や技術を身に着けるとともに、交流の促進を目指す。（※文化鑑賞会事業を含む）

学年	内容	会場	回数	実人数	延べ人数
1年生	教養講座（生活・健康・歴史などに関する学習）	ウッディタウン市民センター・さんだ市民センター・まちづくり協働センター	各コース9回	118人	118人
2年生	ふるさと再発見コース、健康・福祉コース、くらし創造コース	ウッディタウン市民センター・まちづくり協働センター	各コース9回	120人	139人
3年生	ふるさと再発見コース、健康・福祉コース、くらし創造コース	さんだ市民センター・まちづくり協働センター	各コース9回	74人	83人

※合同教養講座（全学年対象）を11月に実施、合計10回講座/年

イ クラブ活動

自主的な活動を通じて学生相互の交流、生きがいを図る。

写真・きりえ・水彩画(赤組・青組)・スポーツウエルネス吹矢・コーラス(白井教室・迎教室)・気功・詩吟・健康料理・陶芸・ヨガ(火曜教室・木曜教室)・いきいき料理・書道・自分史・ガラス工芸(ステンドグラス教室・サンドブラスト教室)・読書・有馬富士公園自然体験

(2) 三田市生涯学習サポートクラブとの連携事業

さんだ生涯学習カレッジの卒業生が学習を継続しつつ、カレッジでの学びや交流の成果を地域での活動などに活かす目的で組織された「三田市生涯学習サポートクラブ」委託事業

ア 公開講座(オープンセミナー)：実施回数 12 回 参加者数 1,912 人

イ 子ども向け体験講座(カモン・キッズ)：

実施回数 10 回 参加者数(子ども) 276 人

ウ 小学校への出前講座、地域交流事業などへの参加

7 デジタル活用サポート事業

スマートフォンを持っていない、もしくは操作に不慣れな高齢者を対象に国や県の事業を活用し、地域のキャリアショップとも連携しながら講座を開催。また、地域内で気軽に教え合える環境を作り、スマホの便利さを実感し不安を解消できるようにするため、地域の団体や周囲の身近な人に教えることができるサポーターを養成する講座を実施。

(1) シニアのためのスマホ講座(県事業活用)

入門編(6/13) 2 回、活用編(6/18、6/23) 各 2 回 延べ 101 人

(2) 初心者のためのスマートフォン講習会(国事業活用)

11/4、5、13、14 全 8 回 16 コマ 延べ 40 人

(3) スマホの使い方サポーター養成講座

10/2、9、22 全 3 回 7 人

健康増進課

1 総合福祉保健センター

(1) 施設概要

- ア 施設名 三田市総合福祉保健センター
 イ 所在地 三田市川除675番地
 ウ 敷地面積 15,375.35㎡
 エ 延床面積、施設構造及び施設内容
 (ア) 本館棟 6,621.03㎡

地下	400.56㎡	鉄筋コンクリート造	機械室、電気室
1 階	3,205.04㎡		総合案内、社会福祉協議会事務室、活動者交流ひろば、中央居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、ボランティア活動センター、福祉団体事務室、地域福祉支援室、相談室、録音室、印刷室、会議室、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、権利擁護・成年後見支援センター、生活安心サポートセンター、多目的ホール、中央デイサービスセンター、中央ホームヘルパーステーション、喫茶室、更生保護サポートセンター
2 階	2,101.29㎡		健康増進課・こども家庭支援センター、健診室、診察室、育児相談室、心電図室、授乳室、検尿室、消毒室、栄養指導室、多機能室、プレイルーム、講座室、地域包括支援センター、相談室
3 階	854.49㎡		会議室、研修室、集会室、和室
屋階	59.65㎡		

(イ) 付属棟その他の施設

車庫	144㎡	鉄骨造	
倉庫	198㎡		
自転車置き場	144㎡		80台
プロパン庫 ・ごみ庫	27㎡	鉄筋コンクリート造	
駐車場	161台（内障害者用8台）		
屋外広場	ふれあい広場、遊歩道、はだしのこみち		

オ 開館 平成8年4月1日

カ 利用時間 午前9時～午後9時
キ 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用状況 (令和7年度)

室名		件数（件）	人数（人）	稼働率
1 階	多目的ホール	421	25,705	49.7%
	第1会議室	603	8,230	54.6%
	第2会議室	495	7,217	48.5%
2 階	健診室	314	12,204	
	多機能室	183	5,083	
	プレイルーム	177	1,213	
	栄養指導室	157	1,497	19.8%
	講座室	375	8,372	37.0%
3 階	第3会議室	509	4,131	38.2%
	第4会議室	386	3,426	33.2%
	第1研修室	457	3,151	33.8%
	第2研修室	322	2,153	29.6%
	集会室	255	4,608	25.9%
	和室	210	1,109	18.1%
		4,864	88,099	35.3%（平均）

※ 稼働率については貸館部分のみ。 貸館利用実績時間÷利用可能時間（％）

2 健康推進員

各区・自治会毎に選出された健康推進員により、市民が主体となって、地域に密着した健康づくりを推進するため、次のような活動を行った。

(1) 構成 市内16地区 153名（令和7年度）

(2) 主な活動

ア 健康推進員自身が知識を習得するために研修会に参加し、学習したことを地区に持ち帰って健康づくりの普及啓発に努める。

イ 自らが積極的に各種健康診査を受診し健康管理を行う。また、地域住民に健診のPRを行い広く受診を勧める。

ウ 健康増進、日常の身体活動量の増加等を目指した生活習慣をつくるための各種健康づくり事業（ウォーキング、健康体操、健康料理、身体と心の健康講座など）を開催し、地域住民の積極的な参加を促す。

エ 地区において、市の行う健康づくり事業などを紹介する。

3 啓発事業

健康の保持増進を図る上で大切な要素となる「歯と口腔の健康づくり」について意識啓発を図るためのイベント「いい歯の日フェア」を開催した。

(1) 事業名 いい歯の日のフェア

- (2) 開催日 令和7年11月16日（日）
- (3) 場 所 総合福祉保健センター
- (4) 参加者 379名

4 中・高齢者保健事業

壮年期から高齢期における市民の健康の保持及び増進を図るため「自分の健康は自分で守る」という健康意識の普及・啓発をすすめると共に、健康教育・健康相談・健康診査等の事業を実施し、市民の健康の向上に努めた。

(1) 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識について体験等を通じて学べるよう、次の教室を実施した。

＜集団健康教育＞（令和7年度）

ア 健康推進員健康教室	（参加者 8,969人）
イ 健康料理教室	（参加者 17人）
ウ 健康運動教室	（参加者 182人）
エ 出前講座	（参加者 123人）
オ その他健康教育	（参加者 1,020人）

(2) 健康相談

ア 健康づくり相談会

市民が健康について気軽に相談できる窓口として、健康相談を実施し、自らが主体的に健康の保持・増進と生活習慣の見直しができるよう支援した。

◇健康相談件数 77件（令和7年度）

イ その他の健康相談

各健康教室や窓口等において随時、保健相談・栄養相談を実施した。

(3) 健康診査

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることを目標に平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導と、生涯にわたる健康づくりを支援するために、後期高齢者基本健康診査・各種がん検診・骨粗しょう症検診・歯科口腔健診等の健康診査を実施。

ア 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者基本健康診査・30歳代等基本健康診査

（ア）特定健康診査

「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」に着目して腹囲を測定し身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査などと合わせて、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を早期に発見することを目的に健康診査を実施。

a 検査項目

（a）基本的な検査項目（全員）

問診・身体計測・腹囲測定、血圧測定、尿検査、医師による診察、血液検査

（b）詳細な健診項目 ※対象となる人のみ

貧血検査・心電図検査・眼底検査

b 検査の実施（令和7年度）

(a) 集団健診

〔実施機関〕 兵庫県厚生農業協同組合連合会

〔実施回数〕 35回

〔実施会場〕 総合福祉保健センター、出張会場8か所（広野市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、母子小学校、藍市民センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、有馬富士共生センター）（実施順）

(b) 個別健診

〔実施機関〕 三田市医師会（指定40医療機関）

〔実施期間〕 令和7年5月1日～令和8年2月末日

c 受診者数（国保人間ドックを含めた集計値）（速報値）（令和7年度）

	集団健診	個別健診	人間ドック	合計	対象者数	受診率
受診者数	2,802人	1,603人	553人	4,958人	15,323人	32.4%

(イ) 特定保健指導

特定健診の結果、内臓脂肪蓄積の程度と、高血圧・高血糖・脂質異常・喫煙などのリスク要因の数などから、生活習慣病の予防が期待できる人を選び出し、必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」などの生活習慣の改善を支援する特定保健指導を実施。

a 保健指導の種類

リスク（危険因子）の数と年齢により「動機付け支援」と「積極的支援」に階層化を行い、効果的な事業実施を目指した。

b 実施機関 兵庫県厚生農業協同組合連合会、三田市医師会、issin株式会社

c 実施状況（速報値）（令和7年度）

	利用券発行数	実利用者数	利用券利用率※
動機付け支援	282件	61人	21.6%
積極的支援	55件	9人	16.4%
合計	337件	70人	20.8%

※ 令和7年度中の新規利用券発行数を「利用券発行数」、初回面談終了者を「実利用者数」としているため、法定報告の実施率とは異なる。

(ウ) 後期高齢者基本健康診査

65歳以上の後期高齢医療受給資格のある人を対象に、三田市国保が実施する特定健診とあわせて実施した。

a 検査項目及び実施

◇特定健診と同じ（ただし、詳細な健診項目は貧血検査のみ）

b 受診者数（健診結果票により算出した集計値）（速報値）（令和7年度）

	集団健診	個別健診	人間ドック	合計
受診者数	1,893人	1,461人	206人	3,560人

(エ) 30歳代等基本健康診査

平成22年度より、早期からの健康管理に役立ててもらうため、年度末年齢30歳代の市民を対象に、また生活保護受給者を対象に、特定健診と同じ内容の基本健診を実施している。

a 検査項目及び実施

◇特定健診と同じ

b 受診者数(健診結果票により算出した集計値)(速報値) (令和7年度)

	集団健診	個別健診	合計
受診者数	107人	21人	128人

イ その他各種検診

(ア) 各種がん検診

(令和7年度)

種 類	対 象	検 査 内 容	方 法	受 診 者 数 (人)	要 精 検 者 数(人)
胃がん検診	35歳以上	胃部エックス線検査	集団	1,634	31
肺がん検診	30歳以上	胸部エックス線検査	集団	3,875	58
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査2日法	集団	3,923	195
前立腺がん検診	50歳以上 男性	血液(血清PSA)検査	集団 個別	2,040	192
子宮頸がん検診	20歳以上 女性	子宮頸部の細胞診	集団 個別	3,972	69
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上 女性	乳房エックス線検査	集団 個別	2,446	234

(イ) 骨粗しょう症検診

a 検診の種類 集団健診

b 対象年齢 30歳以上の女性

c 検査内容等 超音波検査による骨密度測定

d 受診状況 (令和7年度)

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
12人	66人	117人	366人	846人	1,407人

(ウ) 肝炎ウイルス検診 (B型・C型)

a 検診の種類 集団健診・個別健診

b 対象年齢 40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことが
ない方

c 検査内容等 採血による

d 受診状況 (令和7年度)

受診者数	B 型		C 型	
	要精検者	精検率	要精検者	精検率
1,144人	2人	0.2%	1人	0.1%

(エ) 歯科口腔健診

- a 健診の種類 個別健診
- b 対象年齢 20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳
60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳
100歳の人・妊婦
- c 検査内容等 問診・歯や歯ぐきの状態および口腔がんのチェック
- d 受診状況 (令和7年度)

20 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳
76 人	27 人	24 人	36 人	45 人	46 人	41 人
55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳
45 人	60 人	101 人	76 人	98 人	45 人	20 人
90 歳	95 歳	100 歳	妊婦			合計
11 人	2 人	0 人	114 人			867 人

要精検者	要指導者	異常なし
539 人	234 人	94 人

(オ) 胃の健康度チェック (A B C 検診)

- a 検診の種類 集団健診
- b 対象年齢 30歳以上の市民
- c 検査内容等 血液検査によるペプシノゲン検査、ヘリコバクターピロリ抗体検査
- d 受診状況 (令和7年度)

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
33人	53人	55人	130人	410人	681人

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

K D B (国保データベースシステム) を活用し、健診・医療・介護情報を一元管理することにより、高齢者の健康課題を把握し、リスクの高い高齢者へ積極的に関与し関係機関へつないだり、フレイルの啓発や健康相談を介護予防部門と協力して実施する。

ア 庁内連携会議

健康福祉部内連絡会議：2回

イ 実施事業

(ア) 低栄養防止の取り組み

- ・基本健診の結果から、低栄養状態の可能性の高い人へ直接アプローチ
- ・集団健診における低栄養に着目したフレイル相談

(イ) オーラルフレイルの取り組み

- ・口腔機能の維持、改善を目指す「お口の筋力アップ講座」の開催
- ・出前講座におけるオーラルフレイルの予防

(ウ) 健康状態を把握できない人への取り組み

(エ) 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

(オ) 生活習慣病等重症化予防の取り組み

(カ) フレイル予防の啓発

- ・フレイル予防教室の実施（地域包括支援センターと共催）
- ・フレイル予防等の健康講座の実施
- ・フレイル状態の把握としてフレイルチェック票や体力測定の実施・集計

5 市民の主体的な健康づくりの推進

三田里山スマートシティ構想の実現に向け、誰もが気軽に健康の維持・向上に取り組める仕組み作りを目指し、デジタルを活用した事業を行った。

(1) 市民健康アプリサービスの導入（令和5年12月運用開始）

アプリ登録者数：3,551人（令和8年3月31日現在）

6 食育推進事業

第2次三田市食育推進計画を基に、各種食育推進事業を実施した。

(1) 会議の開催

ア 三田市食育推進会議：1回

イ 三田市食育推進庁内幹事会：1回

(2) 実施事業

ア 市ホームページの作成（食育関連団体情報掲載）

イ 食育講座の開催（バランス食育教室2回、食育出前講座6回（うち高校生の講座4回）

7 結核・感染症予防対策の充実

(1) 結核住民検診

ア 対象者 65歳以上の市民

イ 内容 胸部エックス線検査（間接撮影）

ウ 場所 三田市総合福祉保健センターおよび市内公共施設8か所

エ 受診状況 (令和7年度)

受診者数	要精検者	精検率	精 検 受診者	精密検査結果			
				異常なし	結核	要観察	その他
3,096人	58人	1.83%	29人	9人	0人	0人	20人

(2) 定期予防接種

ア 高齢者における接種の状況

(令和7年度)

種 別	接 種 対 象 者	接種者数
高齢者インフルエンザ	・ 65歳以上（接種日当日） ・ 60～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人）	15,596人
高齢者肺炎球菌ワクチン	・ 65歳の人（接種日当日） ・ 60～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人） ※対象期間内に1回。過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある人は対象外 ・ 65歳の人には、誕生月の翌月に個別通知。66歳の誕生日前日まで接種可能	601人
新型コロナウイルス感染症 ※令和6年度より定期接種化	・ 65歳以上（接種日当日） ・ 60～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人）	1,458人
带状疱疹 ※令和7年度より定期接種化	・ 該当年度に65歳になる人 ・ 60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人） ・ 令和7年度から令和11年度の経過措置として、該当年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人（令和7年度のみ100歳以上になる者を含む）	3,223人

イ 風しんの追加的対策事業

(ア) 目 的

特に抗体保有率が低い、1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日生まれの男性を、予防接種法に基づく定期接種の対象とし、限定的に無料で定期接種を実施。

(イ) 受診状況(令和元年度から令和7年度)

	クーポン送付数	抗体検査実施数	陰性数	予防接種実施数
令和7年度	-	333人	※	15人
令和元年度からの累計	12,398人	4,862人	1,125人	996人

※抗体検査助成事業については令和6年度で終了。令和7年度は令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であってMRワクチン未接種者(154名)に個別勧奨を実施。

ウ 帯状疱疹任意接種費助成

兵庫県帯状疱疹ワクチン接種費補助事業の開始に伴い、帯状疱疹ワクチンに係る任意接種を受けた者に対し、任意接種に要した費用助成を実施。

対象者 下記①～③全てに該当する人

①接種日及び申請日に三田市に住民登録のある人

②接種日に満50歳以上であり、かつ令和8年3月31日時点で60歳以下の人

③兵庫県内いずれの市町においても、帯状疱疹ワクチン任意接種費助成制度を受けたことがない人

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日の接種

助成金額 4,000円

助成実施数 乾燥弱毒生水痘ワクチン 20人

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 37人 合計57人

8 救急医療の充実

(1) 休日応急診療

休日における一次応急診療として、三田市休日応急診療センターを運営し、内科・小児科の休日診療を行った。

ア 診療体制

休日応急診療センター：午前9時～午後5時

イ 受診状況

(ア) 男女別

(令和7年度)

受診者数	男	女
4,530人	2,305人	2,225人

(イ) 市内・市外別

(令和7年度)

受診者数	市内	市外
4,530人	3,355人	1,175人

(ウ) 年齢別

(令和7年度)

0～6歳	7～15歳	16～64歳	65歳以上
973人	1,185人	1,965人	407人

9 献血の推進

三田市役所本庁舎で年3回実施した。また、企業、学校等の施設でも実施し、血液の確保を行った。

(1) 献血の種類 200ml献血、400ml献血、成分献血

(2) 献血者数 (令和7年度)

献血者数（三田市在住者）				対象者 (15歳～69歳)	献血率
200ml	400ml	成分献血	合 計		
105人	3,312人	974人	4,391人	69,313人	6.3%

10 さんだ健康医療相談ダイヤル24

電話による24時間365日の健康医療相談窓口を設置し、健康医療相談や休日夜間の医療機関情報を提供する。医師、保健師、看護師等の相談員が電話相談に応じる。

(1) 相談内容

◇身体症状に関する健康相談 ◇病気の治療検査に関する医療相談

◇急病やケガ等に対する救急医療 ◇応急処置相談 ◇医療機関情報

(2) 相談件数 4,500件（令和7年度）

11 A E D 設置

三田市では、安全・安心のまちづくりの一環として、市民センターや小・中学校などの公共施設等に、A E D（自動体外式除細動器）を設置している。なお、設置は緊急時にすぐに使用できるように、原則として屋外に設置している。

◇設置箇所 79箇所

国保医療課

1 国民健康保険制度

(1) 被保険者の状況

ア 被保険者世帯数及び人数

区 分	令和 7 年 3 月末現在	令和 8 年 3 月末現在
全市世帯数(世帯)	47,518	47,811
全市人口(人)	105,949	105,106
国保世帯数(世帯)	12,165	12,131
国保被保険者数(人)	18,149	17,844
世帯加入率(%)	25.60	25.37
人口加入率(%)	17.13	16.98

(2) 保険給付の状況（令和 7 年度）

ア 療養諸費用額負担区分

<一般被保険者分>

区 分	療養の給付	療養費等	計
件 数(件)	343,720	8,515	352,235
費 用 額(千円)	8,727,987	87,233	885,220
保険者負担額(千円)	6,425,213	64,126	6,489,339
一部負担金(千円)	2,028,401	19,495	2,047,896
他法負担分(千円)	274,373	3,611	277,984

イ 療養の給付（診療費）内訳

<一般被保険者分>

区 分	入 院	入院外	歯 科	計
件 数(件)	5,123	176,594	42,815	224,532
日 数(日)	83,566	246,635	67,631	397,832
費用額(千円)	3,369,113	2,920,053	588,860	6,878,026
一件当日数(日)	16.31	1.40	1.58	1.77
一件当費用額(円)	657,645	16,535	13,754	30,633
一人当費用額(円)	184,670	160,056	32,280	377,002

※入院の費用額に食事療養費含む。

※一人当費用額の算定には、年度平均の被保険者数 18,244 人を使用

ウ 保険給付件数及び費用額

区 分			件数(件)	費用額(千円)
一 般 被 保 険 者 分	療養の給付	診 療 費	224,532	6,878,025
		調 剤 支 給	117,526	1,558,510
		食 事 療 養 費 件数のみ () 内に	(4,787)	157,750
		訪問看護療養費	1,662	133,703
		小 計①	343,720	8,727,988
	療養費等	診 療 費	567	11,124
		柔道整復療養費他	7,948	76,109
		小 計②	8,515	87,233
	療養諸費計 (③＝①＋②)		352,235	8,815,221
	高 額 療 養 費 ④		15,117	993,755
	合 計 (⑤＝③＋④)		367,352	9,808,976
保 そ 険 の 給 他 付 の	出産育児一時金		36	17,928
	葬 祭 費		101	5,050
	傷病手当金		0	0
	結核医療付加金		0	0
	合 計⑥		137	22,978
総 計 (⑤＋⑥)			367,489	9,831,954

(3) 介護納付金の状況

区 分	令和 7 年 3 月末現在	令和 8 年 3 月末現在
介護保険第 2 号被保険者数 (人)	4,790	4,775
納付金額 (千円)	199,171	193,222

(4) 国民健康保険税の状況

ア 保険税率 (令和 7 年度)

	応能割額	応益割額		課税限度額 (万円)
	所得割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	
医療分	7.18	30,500	21,500	66
支援分	2.90	12,400	8,500	26
介護分	2.73	13,700	6,900	17

イ 保険税調定額

《医療給付費分》

(単位：円)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり
一般分	74,468	111,765	79,028	117,083

《後期支援金分》

(単位：円)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり
一般分	29,183	43,800	31,795	47,106

《介護納付金分》

(単位：円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度
	一人当たり	一人当たり
一般分	27,793	30,264

ウ 保険税収納率

《医療給付費分》

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	対前年
		収納率 (%)	収納率 (%)	
一般被保険者	現年分	97.15	96.64	△0.53
	滞納分	28.56	26.51	△2.05
	計	89.44	89.69	0.26
退職被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	15.40	8.80	△6.60
	計	15.40	8.80	△6.60
合 計	現年分	97.15	96.64	△0.51
	滞納分	28.42	26.33	△2.09
	計	89.33	89.61	0.28

《後期支援金分》

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	対前年
		収納率 (%)	収納率 (%)	
一般 被保険者	現年分	97.16	96.65	△0.51
	滞納分	31.44	29.55	△1.89
	計	91.13	91.21	0.08
退職 被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	18.62	10.71	△7.91
	計	18.62	10.71	△7.91
合 計	現年分	97.16	96.65	△0.51
	滞納分	31.35	29.43	△1.92
	計	91.08	91.17	0.09

《介護納付金分》

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	対前年
		収納率 (%)	収納率 (%)	
一般 被保険者	現年分	94.51	93.66	△0.85
	滞納分	29.50	27.31	△2.19
	計	82.84	83.21	0.37
退職 被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	17.91	10.11	△7.80
	計	17.91	10.11	△7.80
合 計	現年分	94.51	93.66	△0.85
	滞納分	29.31	27.06	△2.25
	計	82.63	83.05	0.42

エ 口座振替の状況

(ア) 納税義務者数の割合 63.01 % (前年 64.96%)
(イ) 納税額の割合 65.80 % (前年 67.24%)

(5) 国民健康保険運営協議会

ア 委員数 12 名

- ・被保険者を代表する委員 4 名
- ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 名
- ・公益を代表する委員 4 名

イ 開催日

令和 7 年 8 月 4 日、令和 7 年 12 月 25 日、令和 8 年 1 月 23 日

2 後期高齢者医療制度

(1) 被保険者数（令和 8 年 3 月末現在）

16,117 人

(2) 後期高齢者医療制度の自己負担限度額について

一部負担金の割合	適用区分	自己負担限度額 (月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該 当 条 件
		個人単位 (外来)	世帯単位 (入院含む)		
3 割	所 現 得 役 者 並 Ⅲ み	252,600 円＋ (総医療費－842,000 円) × 1 % [140,100 円] ※1		510 円 ※ 3	同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上 ※5の被保険者がいる世帯の者※6 ・「現役並み所得者Ⅲ」…住民税課税所得 690 万円以上の被保険者がいる世帯の者 ・「現役並み所得者Ⅱ」…住民税課税所得 380 万円以上の被保険者がいる世帯の者 ・「現役並み所得者Ⅰ」…住民税課税所得 145 万円以上の被保険者がいる世帯の者 ◆ただし、住民税課税所得 145 万円以上でも収入が一定の金額に満たない者は、市の担当窓口に申請することにより「一般」の区分となる。(令和4年1月～原則申請不要) ○同一世帯に被保険者が一人の場合 被保険者の収入…383 万円未満 ○同一世帯に被保険者が一人(収入 383 万円以上)で 70 歳以上 75 歳未満の方がいる場合 被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の方全員の収入合計…520 万円未満 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計…520 万円未満
	所 現 得 役 者 並 Ⅱ み	167,400 円＋ (総医療費－558,000 円) × 1 % [93,000 円] ※1			
	所 現 得 役 者 並 Ⅰ み	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円) × 1 % [44,400 円] ※1			
2 割	一 般 Ⅱ	18,000 円 (年間上限 144,000 円) ※ 2	57,600 円 [44,400 円] ※ 1		以下の①②の両方に該当する方 ①同一世帯に住民税課税所得額が 28 万円以上 145 万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計が ・被保険者が 1 人…200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上…合計 320 万円以上
1 割	一 般 Ⅰ	18,000 円 (年間上限 144,000 円) ※ 2	57,600 円 [44,400 円] ※ 1		負担割合が 1 割で低所得以外の方

	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円	240 円 [190 円] ※ 4	世帯員 全員が 住民税 非課税	「低所得Ⅰ」以外の者
	低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円	110 円		各所得額（公的年金等控除額は80.67万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算）が0円の者、または、老齢福祉年金の受給者

- ※ 1 [] 内は過去 12 ヶ月以内にすでに 3 回以上高額療養費が支給されている場合、4 回目からの額
- ※ 2 一般区分の方については、1 年間（8 月から翌年 7 月）の外来の自己負担額の合計額に年間の上限が設けられます。
- ※ 3 指定難病の人については 300 円。また、平成 28 年 3 月 31 日において 1 年以上継続して精神病床に入院していた人で平成 28 年 4 月 1 日以降も引き続き入院している人は当分の間、260 円となります。
- ※ 4 [] 内は過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える場合、91 日目からの額（申請が必要）
- ※ 5 療養の給付を受ける日の属する年の前年（1 月から 7 月までの場合は前々年）の 12 月 31 日時点で、後期高齢者医療被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得（給与所得がある場合は、給与所得額から 10 万円を控除（0 円を下回る場合は 0 円とする）して計算した額）が 38 万円以下の 19 歳未満の者がいる場合、住民税課税所得額から、下記の金額の合計額を控除した金額により、負担割合を判定します。
- ・ 16 歳未満の者の人数×33 万円
 - ・ 16 歳以上 19 歳未満の者の人数×12 万円
- ※ 6 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額 145 万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除（43 万円）後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下であれば、1 割または 2 割負担となります。

(3) 後期高齢者医療保険料の状況

ア 保険料収納率

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	収納率 (%)	前年比 (%)	収納率 (%)	前年比 (%)
現年度分	99.70	99.9	99.66	99.9
滞納繰越分	49.33	137.9	38.42	77.8
合 計	99.48	100.1	99.40	99.9

イ 口座振替の状況

- (ア) 納税義務者数の割合 72.40%（前年 70.27%）
- (イ) 納税額の割合 78.31%（前年 76.32%）

3 福祉医療制度

(1) 福祉医療助成制度（令和7年度）の概要

	対象	所得制限	公費負担額	参考
高齢期移行	65歳～69歳の者	・所得制限あり ・前年中の所得で住民税が非課税世帯に属し、本人の年金収入と他の所得を加えた額が80.9万円以下の方。（給与所得については10万円控除）ただし、昭和27年7月1日以降生まれの人は、所得によっては要介護2以上の認定が必要。	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50%
乳幼児等・子ども	0歳～就学前	・所得制限なし	入院・外来共＝健康保険自己負担額の全額	補助率 県 50% （市単独分を除く）
	小学校1年生～中学校3年生	・所得制限なし	通院 健康保険自己負担額から所得に応じた福祉医療費一部負担金を差し引いた額（ただし、低所得者は一部負担金なし。） 令和7年10月以降は健康保険自己負担額の全額	補助率 0歳～小3 県 50% 小4～中3 入院：県100% 通院：県50% （市単独分を除く）
	高校1年生～高校3年生	・所得制限なし	入院 健康保険自己負担額の全額	市単独事業額
重度障害者	後期高齢者医療制度に加入していない身体障害者手帳1～3級、精神手帳1級及び療育Aの認定者	・所得制限あり ・本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市区町村民税所得割額が23万5千円未満（ただし、住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除の控除前の税額）	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50% （市単独分を除く）
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入している65歳以上の身体障害者手帳1～3級、精神手帳1級及び療育Aの認定者	・所得制限あり ・本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市区町村民税所得割額が23万5千円未満（ただし、住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除の控除前の税額）	後期高齢者医療制度による医療費の自己負担金から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50% （市単独分を除く）

母子・父子・遺児	18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育する父母及び児童・遺児 ただし高校等在学中の場合は20歳到達月末まで	・所得制限あり ・父母等扶養義務者の所得限度額は、192万円 ・扶養1人につき38万円の加算	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 40%（市単独分を除く）
----------	--	--	------------------------------	-----------------------

(2) 福祉医療助成の実績

ア 県制度分

※受給者数は令和7年度末時点

種 別		高齢期移行	重度障害者医療	高齢重度障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療	こども医療
現物	件数(件)	1,551	20,703	16,906	4,454	71,135	46,592
	金額(円)	2,698,219	119,515,966	89,651,644	11,451,586	104,750,365	45,425,148
償還	件数(件)	151	1,256	1,388	229	599	1,101
	金額(円)	472,671	10,655,032	5,925,873	495,426	2,098,346	1,781,863
合計	件数(件)	1,702	21,959	18,294	4,683	71,734	47,693
	金額(円)	3,170,890	130,170,998	95,577,517	11,947,012	106,848,711	47,207,011
受給者数(人)		121	948	764	303	4,812	3,673

イ 市単独事業分

種 別		重度障害者医療	高齢重度障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療	こども医療
現物	件数(件)	4,571	7,481	3,142	22,946	59,191
	金額(円)	24,901,938	37,760,776	7,581,455	105,991,357	238,219,186
償還	件数(件)	349	634	160	187	1,819
	金額(円)	2,765,675	2,138,379	362,950	1,371,125	8,911,396
合計	件数(件)	4,920	8,115	3,302	23,133	61,010
	金額(円)	27,667,613	39,899,155	7,944,405	107,362,482	247,130,582
受給者数(人)		195	304	231	1,986	5,608

※市単独事業対象者

○(高齢)重度障害者医療

- ・身体障害者手帳3級
- ・県制度対象障害等級の対象者で、本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満、かつ、その合計が23万5千円以上の場合（県対象は本人と配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が23万5千円未満）

○乳幼児等・こども医療費

- ・ 県制度所得制限超過者
- ・ 高校生等の通院、入院

○母子家庭等医療費

- ・ 県制度所得制限超過者